

令和5年度 第3回

杉並区情報公開・個人情報保護審議会

報告・諮問事項

令和5年12月19日

	報告・諮問事項	報告 No.	諮問 No.	頁
1	個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	7		1
2	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について		4	8
	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について		5	8
3	個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行う事務の追加等について		6	11
4	個人情報保護委員会による実地調査・立入検査の実施結果等について	一般報告		12

※進行順

<参考>

	報告・諮問事項	報告 No.	諮問 No.	頁
	国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について		1	(別添) 資料3

個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の 取組状況について（報告）

デジタル・セキュリティ部会（以下「部会」という）の開催について

1 所管課から提出のあった案件について

手続申込のあった業務数	8業務	所管課が実施した 自己点検類型件数	19件
申込後手続を取り下げた 業務数	0業務	申込後手続を取り下げた 自己点検類型件数	0件

自己点検類型…個人情報の保有、外部委託、指定管理、労働者派遣、目的外利用、
外部提供、電算入力、外部結合の8類型

2 部会開催に係るスケジュール

令和5年 9月 7日（木） 案件募集通知発出
令和5年 9月22日（金） 案件提出締切
令和5年10月 6日（金） 事前協議1回目
令和5年10月20日（金） 事前協議2回目
令和5年11月 9日（木） 部会開催
令和5年11月17日（金） デジタル化推進本部に部会開催の報告

3 部会に報告のあった自己点検について

（部会点検における部会からの質問・意見等を類型化したものは別表のとおり）

【報告】身体障害者通所施設施設利用に関する業務（障害者生活支援課）…（20）

1 自己点検の概要

区立こすもす生活園分室において、施設利用者に提供する入浴サービスを新たに外部委託で実施するに当たり、個人情報を保有する対象者の追加及び新規の外部委託について自己点検を行った。

2 部会点検の要点

・説明員から、事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

3 結果

・自己点検内容の妥当性について承認

【報告】災害時透析医療救護に関する業務（防災課、健康推進課）…（21）

1 自己点検の概要

発災時に、かかりつけ透析医療機関と連絡不能の状況等となった透析患者について、代替透析医療機関を確保するための支援を行うに当たり、新規の個人情報の保有、外部提供、電算入力について自己点検を行った。

2 部会点検の要点

○質問

- ・単に患者側の電話等連絡手段の不調等により、医療機関と連絡が取れずに震災救援所に来た場合の対応について
- ・自身で医療機関と連絡調整は可能だが、医療機関に行く手段がない患者の搬送支援について
- ・本事業の周知方法について
- ・搬送事業者に対する個人情報提供の有無について
- ・本案件における、区からの個人情報外部提供の範囲について

○回答

- ・単に医療機関と連絡が取れないケースにおいても本事業の対象となる。また、医療機関との連絡調整が可能であるが、移動が困難な状況にある患者については、基本的には医療機関間で調整をすることになっているが、調整ができない場合は、本事業の対象となる。
- ・本事業の周知については、今後、透析を行っている医療機関に協力してもらい、患者にチラシ等で周知していく。また、区外医療機関で透析を受けている方もいるので、そういった方にも届く方法で周知、情報提供をしていきたい。
- ・令和5年6月に開催した震災救援所の連絡会においても本事業の周知を行った。今後も、継続的に周知をしていきたい。
- ・医療機関への搬送に個人情報は不要のため、搬送事業者には個人情報を渡さない。
- ・本案件における個人情報の外部提供の手続きは代表透析医療機関までである。代表透析医療機関による代替透析医療機関の調整が困難な場合、代表透析医療機関から上位組織に個人情報を提供する可能性があるが、これについては、協定書等に代表透析医療機関が上位組織へ個人情報を提供する場合の安全確保の措置について記載する等で対応することが可能と認識している。（事務局）

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告】戸籍の附票に関する業務（区民課）…（22）

1 自己点検の概要

国外在住者であっても個人番号カード及び公的個人認証サービスの利用を可能とするため、戸籍の附票の記載等に係る本人確認情報の提供を可能とする住民基本台帳法の改正に伴い、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報を都道府県知事に通知するに当たり、新規の外部提供、電算入力項目の追加、新規の外部結合について自己点検を行った。

2 部会点検の要点

○質問

- ・本案件で外部提供記録票及び電算入力記録票に追加する項目の収集方法について
- ・自己点検表のシステムのバックアップの記載が案件ごとに異なる点について
- ・区が管理するシステムのバックアップの頻度について

○回答

- ・附票本人確認情報は、すでに収集している情報のため、新たに収集はしない。
- ・自己点検表のシステムのバックアップの記載については、内容を整理し、統一する必要があると考えている。（事務局）
- ・各課が使用するシステムのバックアップは、当日に更新したデータをバックアップする差分バックアップと、週に1回、月に1回といった頻度で全てをバックアップするフルバックアップがある。各課においては、どちらも行っていると認識している。（事務局）

○意見

- ・システムのバックアップに係る自己点検表の記載については、必要に応じて記載内容の整理をすること。

3 結果

- ・自己点検表のバックアップに関連する記載について、意見のとおり確認、整理することを付して、自己点検内容の妥当性について承認

○部会後の処理

- ・今回部会に提出された自己点検表⑤（電算入力）のバックアップに関連する記載について、表現を統一した。次回以降の部会においては、自己点検表作成時点で記載内容について事務局から主管課に案内をする。

【報告】戸籍に関する業務（区民課）…（23）

1 自己点検の概要

住民基本台帳法の改正に伴い、今後、電気回線を通じて住民票記載事項通知等を相手方市町村長に送信することになるに当たり、電算入力項目の追加及び新規の外部結合について自己点検を行った。

2 部会点検の要点

- ・説明員から、事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告】国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務（国保年金課）…（24）

1 自己点検の概要

国民健康保険において、出産する予定の被保険者または出産した被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険料を申請または職権により減額することになったため、妊娠・出産等の事実を確認するに当たり、保有する個人情報項目の追加、委託に係る個人情報項目の追加、目的外利用する個人情報項目の追加及び電算入力項目の追加について自己点検を行った。

2 部会点検の要点

○質問

- ・本案件における個人情報収集の根拠について

○回答

・本案件においては目的外利用によって個人情報を収集するため、根拠は個人情報保護法第69条第2項第2号である。

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告】障害者自立支援給付に関する業務外6業務（障害者施策課外3課）…（25）

1 自己点検の概要

現在利用している障害者福祉に関するシステムについて、国が推進する「地方公共団体情報システムの標準化」に基づき令和7年度までに標準準拠システムに対応する必要があるため、標準準拠システムへの円滑な移行を目的として、中央電子計算組織の障害者福祉システムに、小型電子計算組織の障害者福祉総合システムの機能を追加することとした。機能の追加に当たり、外部委託、電算入力に係る自己点検を行った。

2 部会点検の要点

○質問

- ・令和7年度までに標準準拠システムに対応できないシステムの今後の取扱いについて
- ・本案件と同様に標準準拠システムへの変更前にシステム変更する業務の有無について

○回答

- ・事業者から標準化対応が難しいと回答があったシステムについては、国の移行困難システム調査に報告して対応方法の検討を行う。(事務局)
- ・現時点では本案件と同様の対応を必要とするシステムはない。(事務局)

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告】杉並子育て応援券に関する業務（地域子育て支援課）…（26）

1 自己点検の概要

子育て応援券事業において、クラウドサービス上に構築する新たなシステムによって利用者情報を一元管理することに当たり、電算入力、新規の外部結合に係る自己点検を行った。

2 部会点検の要点

○質問

- ・システムに不具合等が発生した場合の、区と事業者側の役割分担について
- ・クラウド上に構築されるシステムの運用ルール等の策定について
- ・クラウド上で管理するデータの更新者について

○回答

- ・区と事業者の役割分担については現在協議中である。
- ・クラウドのような新しい形で運用されるシステムのルール等の策定は、必要に応じて今後検討していくべきと認識している。(事務局)
- ・クラウド上のデータの更新は、区と事業者双方で行う予定である。

○意見

- ・データを区と事業者双方で更新するとなると、トラブルがあったときのことも想定しなければならないと思われる。事業開始までの期間が限られているので、役割分担等も含めて事業者との調整は滞りなく進めること。

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告】杉並区立公園の指定管理（みどり公園課）…（27）

1 自己点検の概要

荻外荘公園、大田黒公園、角川庭園の3園の指定管理に係る自己点検を行った。

2 部会点検の要点

- ・説明員から、事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

別表：デジタル・セキュリティ部会における質問・意見等の類型一覧

令和5年度第3回開催分

		自己点検案件番号								
		20	21	22	23	24	25	26	27	
質問・意見の類型										
	個人情報の取扱類型の該当性									
	個人情報として記録する必要性									
	個人情報を保有する期間									
	個人情報の記録形態の妥当性									
	特に配慮を要する個人情報の取扱い									
	委託業務で取り扱う妥当性									
	自己点検において記載する内容の精査		○	○	○	○	○	○		
	自己点検において記載する項目の追加									
	(参考)個人情報保護に関連しない質問・意見		○				○	○		
	その他		○	○		○		○		
その他の内容	個人情報の外部提供先		○							
	個人情報の収集方法			○		○				
	システムの運用							○		
意見等に対する対応の類型										
	対応不要（部会からの意見等なしを含む）	○				○	○		○	
	個人情報登録票等帳票（自己点検表含む）の修正		○	○	○			○		
	業務の改善									
	主改善の主体	区								
		区以外（委託先等）								
その他										

諮問	4・5
----	-----

令和5年12月19日
情報公開・個人情報保護審議会
政策経営部情報管理課
区民生活部区民課

令和5年度 住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について

杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号に基づき、下記について住民基本台帳事務の運用及び特定個人情報の取扱いに関する重要事項として情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行う。

記

1 住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について

別紙1のとおり

2 情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について

別紙2のとおり

住民基本台帳ネットワークシステム セキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について

住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施結果の内容について、その妥当性を諮問する。

1 諮問事項

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応訓練（以下「住基ネット緊急時対応訓練」という。）の実施結果について
- (2) 住民基本台帳ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する自己点検（以下「住基ネット自己点検」という。）の実施結果と結果を受けての対策について

2 実施内容

- (1) 住基ネット緊急時対応訓練

ア 訓練内容（概要）

- ・ 緊急時対応計画に基づく、緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認
- ・ 緊急時対策会議構成員の役割確認
- ・ 緊急事態を誘発しかねない事象に対する啓発

イ 対象と実施期間

対 象	実施期間（令和5年）
緊急時対策会議構成員	12月8日
区民課（係長級）	11月10日
区民課（所属職員）	11月10日～12月1日
情報管理課その他住基ネットを利用する部署（注） （係長級又は主担当者）	11月14日、11月15日
情報管理課その他住基ネットを利用する部署（注） （所属職員）	11月15日～12月7日
情報管理課及び区民課（緊急時連絡体制に基づく 連絡訓練）	11月28日

（注）：自課の執務室内に統合端末を設置せず、情報管理課の執務室内に設置した統合端末を利用する部署を指す。訓練を実施した時点での該当部署は次のとおり。

課税課、保健福祉部管理課、国保年金課、障害者施策課、介護保険課、各福祉事務所、杉並保健所保健予防課、杉並保健所保健サービス課及び子ども家庭部管理課

- (2) 住基ネット職員自己点検

実施期間：令和5年11月2日～令和5年11月24日

自己点検の設問は「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表 市区町村版」の設問の中から抽出し、部署や職責に応じて設問を分け5種類の自己点検を実施した。自己点検結果については部署ごとに振り返りを行うことで、職員の業務意識の向上に役立てる。

情報提供ネットワークシステム セキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について

情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供 NWS」という。）セキュリティ評価の実施結果の内容について、その妥当性を諮問する。

1 諮問事項

- (1) 情報提供 NWS 緊急時対応訓練の実施結果について
- (2) 情報提供 NWS 安全措置実施状況等に関する職員自己点検の実施結果と結果を受けての対策について

2 実施内容

- (1) 情報提供 NWS 緊急時対応訓練

ア 対象及び訓練内容

対象	訓練内容（概要）
情報管理課	○CSIRT 構成員への緊急時の報告体制の確認。 ○情報連携実施課への緊急時の情報連絡体制の確認。
情報連携実施課	○情報管理課から緊急時の連絡を受信した際の対応の確認。
CSIRT 構成員	○CSIRT 構成員の役割・情報連絡体制の確認。

イ 実施日

令和 5 年 11 月 16 日

- (2) 情報提供 NWS 職員自己点検

ア 対象及び実施内容

情報提供 NWS 業務に従事する職員を対象として、セキュリティ対策の実施状況等に関する自己点検を実施した。設問は、各課の情報連携端末の設置状況に応じて設定した。また、自己点検の結果を踏まえ、部署ごとに振り返りを行い、職員の意識の向上を図っていく。

イ 実施期間

令和 5 年 11 月 6 日～令和 5 年 11 月 27 日

個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行う事務の追加等について

区では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「法」という。）第9条2項に基づき、「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下、「条例」という。）を定め、個人番号の独自利用を行ってきた。令和5年6月9日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、下記のとおり、条例の改正を行う。

加えて、子どもショートステイの事務について、下記のとおり、個人番号を利用できる事務として新たに条例に規定することで、税証明書等の提出手続きを省略し、利用者の利便性の向上を図る。

記

1 法の改正に伴う条例の改正について

法改正により、情報提供ネットワークシステムによる情報連携が実施できる事務及びその事務で利用または提供できる特定個人情報について規定されていた法の別表第二が削除される。これに伴い、条例において法の別表第二の規定を引用している条項について、必要な改正を行う。

2 子どもショートステイに関する事務の追加について

当該事務においては、住民税非課税世帯及び生活保護受給者世帯に対して、利用者負担を求めているため、転入者等でそれらの情報がその場で確認ができない場合には、税証明書や生活保護受給証明書の提出を求めている。

新たに条例に規定し、個人番号の利用を可能とすることで、情報提供ネットワークシステムによる情報連携により、地方税情報及び生活保護受給情報の照会を行うことができる。

このことにより、税証明書等の提出手続きが省略可能となり、利用者の利便性向上を図るものである。

条例に新たに追加する事務と利用する特定個人情報

事務	利用する特定個人情報
子どもショートステイに関する事務	地方税関係情報
	生活保護関係情報

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年	1月	区民等の意見提出手続
	2月	第1回区議会定例会に条例改正案を提出
	4月	改正条例公布

個人情報保護委員会による実地調査・立入検査の実施結果等について

個人情報保護委員会による、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）等の遵守状況を確認するための実地調査・立入検査（以下「実地調査等」という。）が本年7月から8月にかけて実施されましたので、その概要及び結果等について、下記のとおりご報告します。

記

1 区に対する実地調査等の実施期間

令和5年7月31日（月）から8月4日（金）まで

※実施結果は、個人情報保護委員会ホームページにおいて11月8日（水）に公表

2 実地調査等の対象及び主な内容

(1) 令和5年度上半期の実地調査等の実施件数

○国の行政機関等…11件（厚生労働省、日本年金機構、デジタル庁など）

○地方公共団体等…25件（杉並区含む）

(2) 調査対象となった区の所管部署

以下の所管部署を対象に実地調査等が行われました。

①情報管理課（個人情報及び特定個人情報に関する杉並区の取組）

②区民課（住民基本台帳に関する事務）

③国保年金課（高齢者医療に関する事務）

④障害者施策課（障害者福祉に関する事務）

(3) 実地調査等の主な内容

個人情報及び特定個人情報の保護に関する運用状況、対象部署職員へのヒアリング、執務室における対象事務の処理や書類の保管状況等の確認、情報管理課サーバー室の現場調査

3 実施結果及び区への対応（改善策）

実地調査等の結果、検査官からは「個人情報及び特定個人情報の取扱全般、主管課におけるシステム運用など非常に丁寧に取り扱っている印象を受け、全体として適切に管理・運用がなされている」との講評がありましたが、一部の項目について改善の指導（5件）がありました（別紙のとおり）。

今回の改善指導を踏まえて、今後も個人情報保護法及び番号法等を確実に遵守するよう取り組んでまいります。

1 個人情報保護法

	改善指導の内容	区の対応（改善策）
(1)	<p>個人情報ファイル簿 実地調査等実施日時点（令和5年7月31日）において、法の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成及び公表を行っていないかった。（個人情報保護法第75条第1項）</p>	<p>個人情報ファイル簿の公表に向けて、各課に調査を実施し、その回答を精査した上で、令和6年2月1日までに公表する予定です。</p>
(2)	<p>委託及び再委託（再委託にかかる契約書） 情報管理課において、杉並区住民情報系基幹業務システム保守・運用支援業務委託について、委託先と再委託先との契約書に、個人情報保護に関して明記されていない事項があった。（事務対応ガイド^{※1}4-8-9(4)）</p>	<p>指導事項を踏まえた覚書を当該委託事業者と再委託先との間で締結し、その写しが提出され、不足していた事項を確認しました。 令和6年度からは、区の再委託承認申請書の書式を変更して、必要事項が定められていることを確認する予定です。</p>
(3)	<p>アカウント及びアクセス権の管理 障害者施策課の障害者福祉総合システムにおいて、育児休業により長期間不在となっている職員の操作権限（1名）について削除又は権限停止を していないかった。（事務対応ガイド4-8-5(1)）</p>	<p>当該職員のアクセス権限については、令和5年8月15日に停止したほか、今後、長期（90日以上）不在者は、アカウントの権限を停止することとしました。また、その他のシステムについても、適切なアカウント管理を行うよう周知する予定です。</p>

2 番号法

	改善指導の内容	区の対応（改善策）
(1)	<p>委託及び再委託 特定個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の可否を判断する必要があるが、杉並区住民情報系基幹業務システムの保守・運用支援業務の委託において、再委託を諾否する際の確認が不十分であった。（番号法ガイドライン^{※2}第4-2-1[2]B）</p>	<p>これまで再委託先ホームページにて個人情報保護方針等を確認していましたが、追加して当該事業者に対して、以下の事項の確認を行いました。 ア 再委託事項に関する特定個人情報の責任体制（人員体制） イ 再委託事項に関する特定個人情報の取扱いの安全措置についての具体的な取組（研修等） 令和6年度からは、区の再委託承認申請書の書式を変更して、必要事項が定められていることを確認する予定です。</p>
(2)	<p>ログの分析 特定個人情報を取り扱う杉並区住民情報系共通基幹システム、杉並区住民情報系基幹業務システム及び杉並区住民情報系福祉子育て業務システムにおいて、特定個人情報への不適切なアクセスを監視するためのログの定期的な分析を行っていないかった。（番号法ガイドライン²Cb）</p>	<p>指導のあったシステムについては、これまでログの保管をしており、必要に応じてログの確認を行っておりましたが、今後はログ分析の実施手順を令和6年1月末までに決定し、以後、定期的にログ分析を行う予定です。 また、他のシステムについては、情報管理課からログ分析の手順例を示した上で各所管課がログ分析を定期的的に実施し、その結果を情報管理課へ報告するよう依頼する予定です。</p>

※1 「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（個人情報保護委員会事務局）

※2 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」（個人情報保護委員会）